

〈談話〉

医療法改正法案はこんな短期間で採決すべき内容ではない

## 国会の良識が問われる重大事態

2025年11月26日、「医療法等の一部を改正する法律案」が衆議院厚生労働委員会で可決した。情報では12月中にも可決・成立が目指されている。

私たちは本法案が国会提出された2025年2月以降、数次にわたり、京都選出国会議員、衆参厚生労働委員、厚生労働省等に対し、慎重な審議と法案の見直しを求めてきた。にもかかわらず、先の国会では審議されず、今国会に先送りされたものの、驚くべき短期間での採決が目指されている。

本法案は、医療保障ではなく「医療費抑制」という国策の達成のためにのみ設計されたものである。地域医療構想を通じた抑制基調の国の病院・病床・診療所に対する医療経営への介入・コントロールの強化、自己情報コントロール権を法制化しないままの患者情報の収集と利活用、無原則に拡大される恐れがあるオンライン診療受診施設の新設等、いずれをとっても人々への医療保障に重大な影響があるにもかかわらず、議会論戦においてほとんどその問題点が明らかにされていない。

さらに、自民・維新の連立政権発足後には、「自民・維新・公明」と「立憲・国民」が各々「修正案」をまとめ、両者を折衷する形で「与野党案」がまとめられたという。その内容たるや、もともとの法案を凌ぐ「病床削減」「開業規制」の推進が羅列されたものであった。この度、改正法案と併せて可決された「修正案」は、開かれた国会審議において、国民の見える場所で修正論議を積み重ね、その結果、与野党一致した修正案がつくられたという経過ですらない。

そもそも本法案は新旧対照表で400ページを遥かに超え、内容も多岐にわたる一括法案である。これらを隅々まで熟知して審議にあたる時間が国会議員に保障されていたとは到底考えられず、ましてや国民に対しては何ら積極的な説明はなされていない。

これは国会の良識が問われる重大事態である。

本法案をこのような形で成立させるようなことは決して許されない。

2025年11月27日  
京都府保険医協会  
副理事長 渡邊賢治